

マイナンバーカードについて

『デジタル社会の実現に向けた重点計画』抜粋（令和4年6月閣議決定）

（4）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。そのため、次の取組のほか、例えば新型コロナワクチンの接種会場など、住民が集まる場所での市町村による申請受付等の取組の促進、交付状況等に応じた市町村に対する重点的な取組支援、消費喚起やキャッシュレス決済サービスの利用拡大等を図るマイナポイント、地域独自の給付施策をオンライン手続で簡単・迅速に推進できる自治体マイナポイント等により、マイナンバーカードの普及促進を図る。また、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおけるマイナンバーカードの利用を推進する。加えて、マイナポータル^{（5）}の継続的改善・民間サービスの利用シーン拡大等を通じて、国民にとって利便性の高いマイナンバーカードのユースケースを拡充する（5.（1）「マイナポータル^{（5）}の継続的改善に関する具体的な施策」）。

なお、利活用の拡大に当たっては、マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能を、デジタル社会の基盤として徹底的に利活用していくため、その用途の充実や、それを利活用した取組への支援を強化するとともに、電子証明書のみならず空き領域を含めさらなる活用を推進する。具体的には、スマホから様々な手続ができ、きめ細かいお知らせが受け取れる「オンライン市役所サービス」と、マイナンバーカードをかざすだけで様々な市町村サービスが受けられる「市民カード化」を推進する。また、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスの様々な局面での利用を進めるため、電子証明書手数料を当面無料にする等の検討を行う。

また、マイナンバーカードと各種カード、手帳等との一体化等については、マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表に沿って引き続き推進する。

さらに、技術の進化等を踏まえ、新たな暗号アルゴリズムへの対応を含め検討する。

カード利用シーン拡大構想 I : 「オンライン市役所サービス」構想

まず、住民から市町村へ、オンライン申請できる
基盤を作る。

次に、市町村から住民へ、お知らせもできるよう
にしていく。

⇒ マイナンバーカードを基盤に、市役所に行かなくても良い、確実にサービスが届く社会をつくる。

(1) 様々な手続きが、いつでも、どこでも、スマホでスピーディにできる

① 引っ越し 2022年度中 全自治体で可能に

② 子育て・介護・災害 (31手続) 2022年度中 全自治体対応めざす

③ その他様々な手続 2022~2025年度頃 順次拡大する

😊 転出の際、赴く必要なし

😊 転入の際、スピーディ

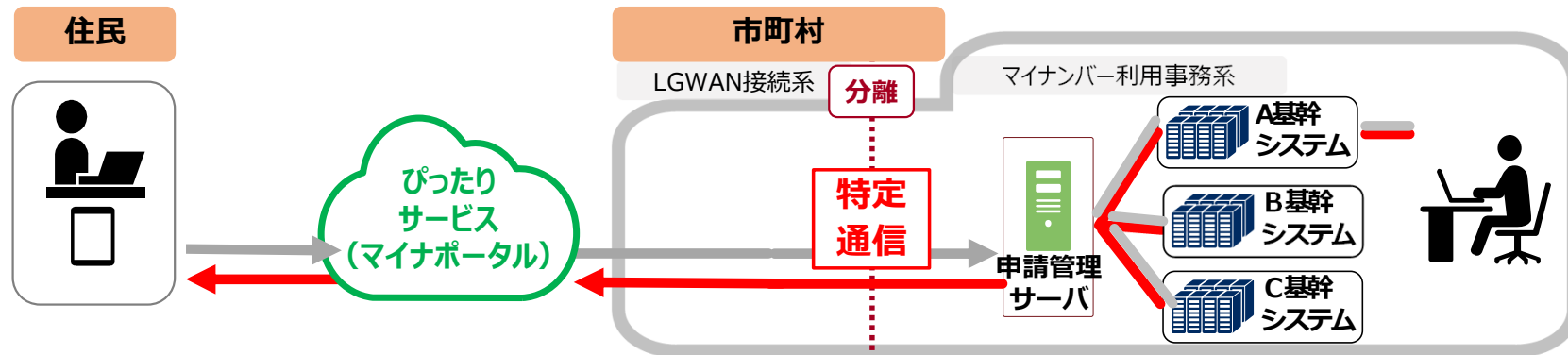
I市の事例
出張行政サービス
「お出かけ市役所」



(2) スマホに、市政だよりや、本人向けのお知らせ（接種案内、昨年出場のマラソン大会など）が届く

2022~2025年度頃 住所地の市町村からのお知らせ（申請管理サーバを経由（法改正不要））

2022~2025年度頃 広く行政機関からのお知らせ（情報提供ネットワークを経由（要番号法改正））

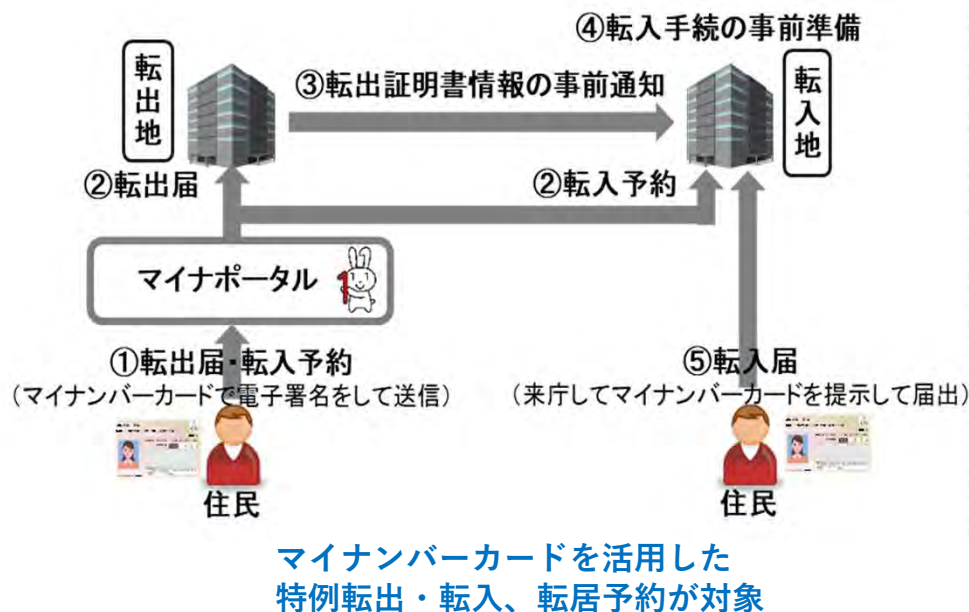


全自治体でのマイナポータルを通じた転出・転入（転居）予約の実現

概要

令和4年度中に全自治体でマイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入（転居）予約を可能にし、マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を推進。

手続の流れ



■ 施策のスキーム

- ① **マイナンバーカード所有者**が、**マイナポータル**からオンラインで、**転出届と転入予約を同時**に行う。
- ② マイナポータルを通じて、転出地には転出届が、転入地には転入予約が、それぞれ届く。
- ③ 転出地が、転入地に対し、**転出証明書情報**（氏名、転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先、転出の予定年月日等）を通知。
- ④ 転入地が、転出証明書情報を基に転入届にあらかじめ印字を行うなど、**転入手続の事前準備**を行う。
- ⑤ マイナンバーカード所有者が、予約日に転入地に来庁し、転入手続を行う。

■ 実施要件（対象、補助率等）

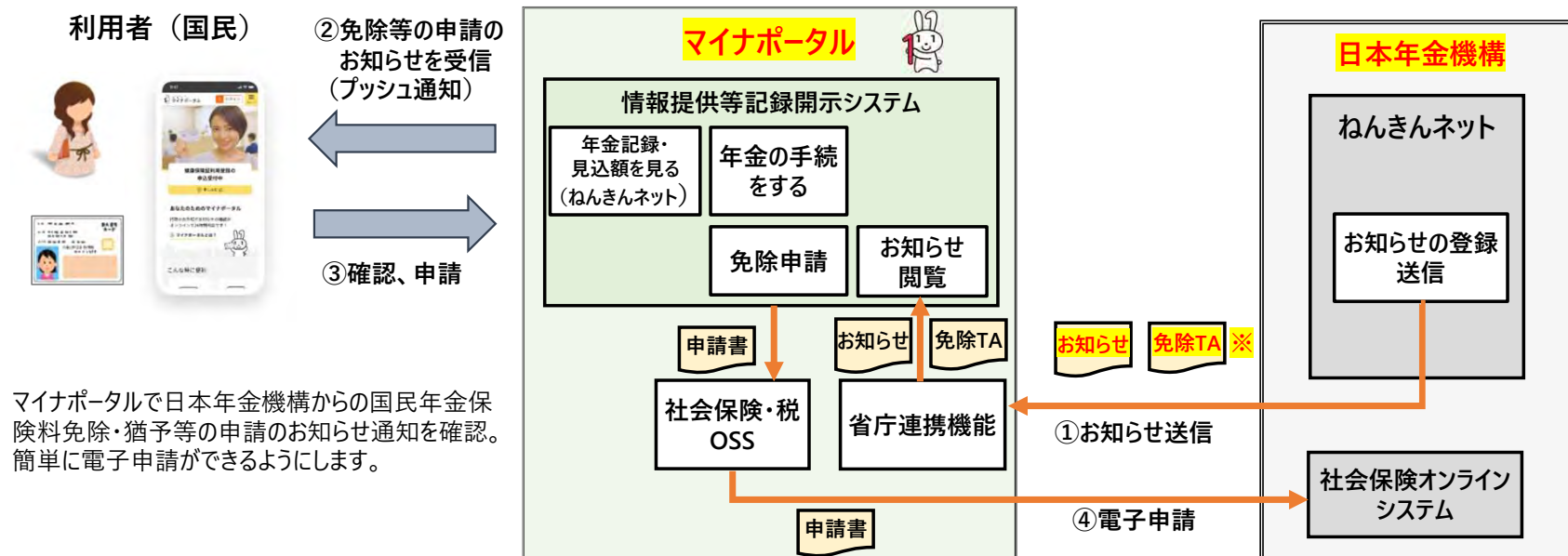
- 転出届の情報の取り込みや転入届にあらかじめ印字等を行えるよう、市区町村の**住民記録システムの改修**を推進
- 補助率 **10/10** (社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るものに限る。))

効果

- ・ **住民の利便性の向上**（オンラインでの転出届・転入予約、窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮）
- ・ **市区町村の事務の効率化**（事務処理のデジタル化、事前準備による転入手続当日の事務負担の軽減、窓口混雑の緩和）

国民年金保険料の簡便な免除申請（ワンクリック免除）

- 令和4年5月より、国民年金保険料の免除・猶予、学生納付特例等の手続について、マイナポータルから電子申請が可能。
 - 今後、国民年金保険料の免除・猶予、学生納付特例の対象者に、簡単な記載事項を入力するだけで申請可能なご案内をマイナポータルからプッシュ通知し、オンラインで免除申請等ができるようにします。
- 対象手続：国民年金保険料免除の申請（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除）、国民年金保険料納付猶予の申請、学生納付特例の申請
- ※ねんきんネットとの認証連携、社会保険・税オンラインワンストップサービスなど、既存の機能を活用。



マイナポータルで日本年金機構からの国民年金保険料免除・猶予等の申請のお知らせ通知を確認。簡単に電子申請ができますようにします。

※免除TA（届出のターンアラウンド方式）
申請手続の簡素化を図るため、対象者に、氏名、生年月日等をあらかじめ記載した申請書を送付し、簡単な記載事項を入力するだけで申請を可能とする方法。

カード利用シーン拡大構想Ⅱ： 「市民カード化」構想

デジタル田園都市国家構想
交付金で支援する。

暗証番号なしでのマイナンバー
カード利用も推進する。

その他市町村要望を聴き対応する。
メリットや利用方法を助言する。

⇒ マイナンバーカード一枚で、様々な市役所サービスが受けられる社会をつくる。

※ 別途、マイナンバーカードを、健康保険証、運転免許証、在留カード、各種資格証明書等として利用できるようにする取り組みも、工程表に基づき、推進する。

(1) 様々な市役所サービスが、受けられる

① 図書館カード、印鑑登録証 現在：取組は数十団体→2022～2025年度頃：全国的展開をめざす

② コンビニ交付 現在：対象人口は約1億人→2022～2025年度頃：更なる拡大をめざす

③ その他、避難所受付等、様々な利用 現在：先進自治体の取組→2022～2025年度頃：全国的展開をめざす

(2) マイナンバーカードを、職員カードとして利用し、効率よくセキュリティを高める

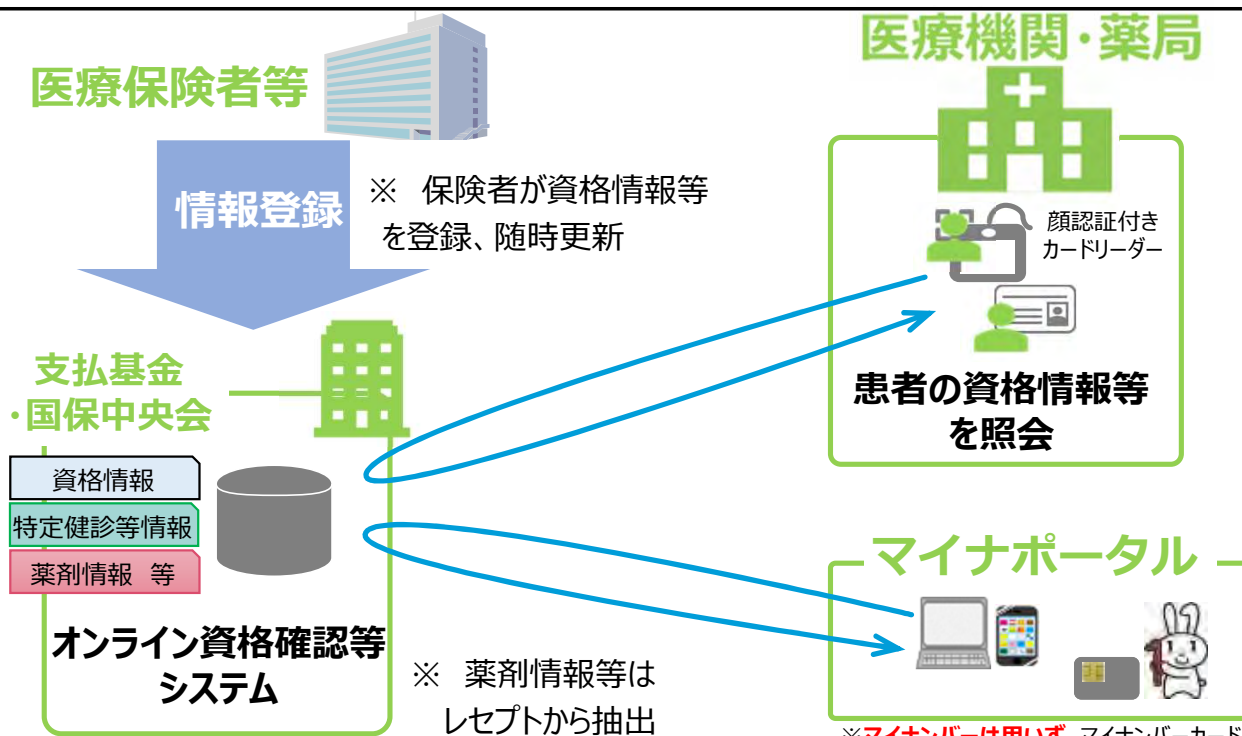
○ 出退勤等、様々な利用 現在：先進自治体の取組→2022～2025年度頃：全国的展開をめざす

市町村の取組事例



オンライン資格確認の導入について

- オンライン資格確認等システムの導入により、
- ①医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
 - ②また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

○マイナンバーカードの健康保険証としての利用の促進

診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、令和5年（2023年）4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直し^{注1}。令和6年度（2024年度）中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止^{注2}を目指す。

※注1：診療報酬上の加算の取扱いについては、中央社会保険医療協議会において検討。

※注2：加入者から申請があれば保険証は交付される。

※**マイナンバーは用いず**、マイナンバーカードのICチップ内の**電子証明書を用いる**

※ICチップに資格情報や健康情報を保存するわけではない

※**健康保険証（処方箋）でも資格確認が可能**

※特定健診等の閲覧は、**マイナンバーカードが必要**

河野大臣記者会見（令和4年10月13日）より一部抜粋

（中略）

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組につきまして、これは以前に閣議決定もございますが、それを前倒しするということで訪問診療、あんま、鍼灸などにおいてマイナンバーカードに対応するための補正予算の要求を予定するとともに、マイナンバーカードの取得の徹底、カードの手続き・様式の見直し、この検討を行った上で、**2024年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指す**ということにいたします。

（以下省略）

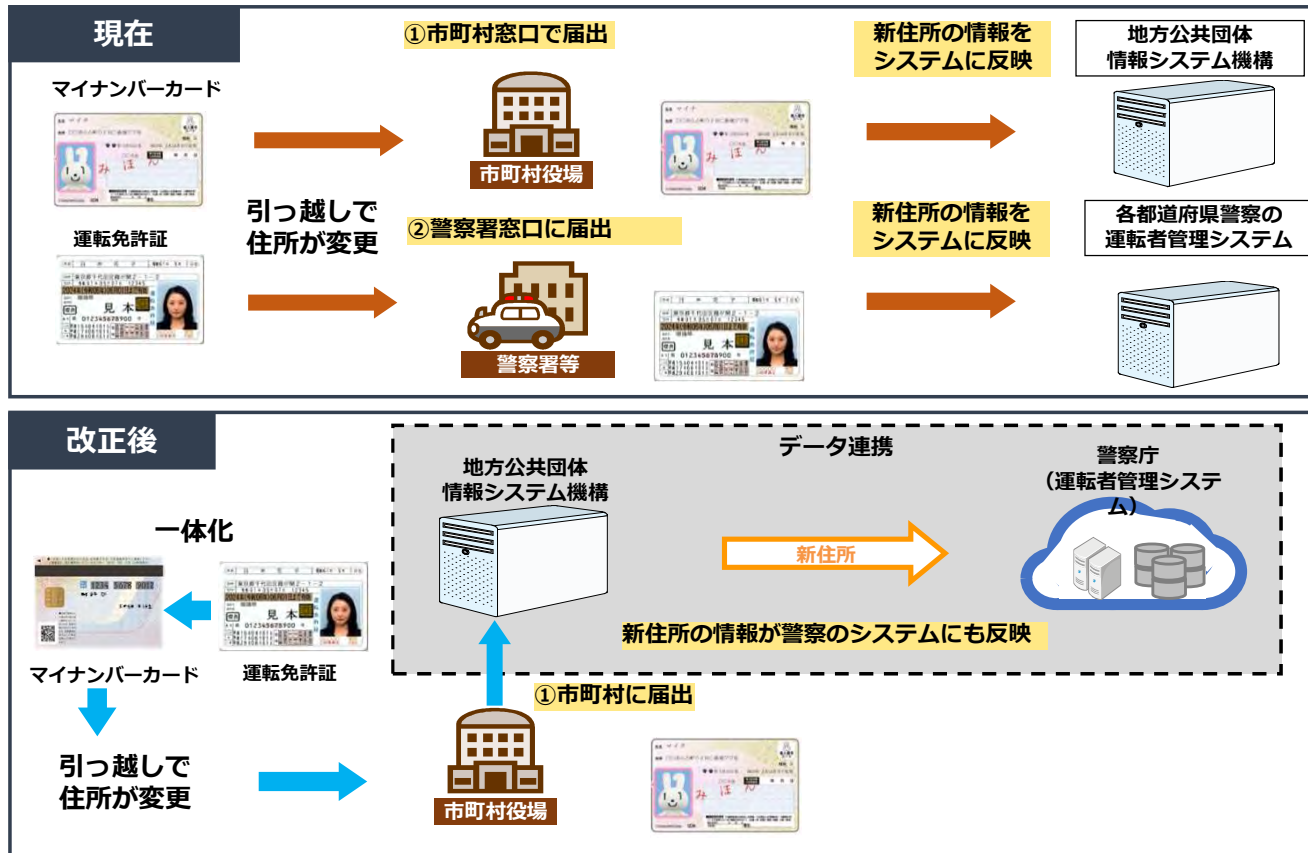
（出典）デジタル庁 河野大臣記者会見(令和4年10月13日)より<<https://www.digital.go.jp/news/minister-221013-01/>>

マイナンバーカードと運転免許証の一体化の実現

令和6年度（2024年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度（2024年度）末までに警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約する。

『デジタル社会の実現に向けた重点計画』抜粋（令和4年6月閣議決定）

運転免許証の住所変更手続きのワンストップ化（イメージ）



カード利用シーン拡大構想Ⅲ：「安全・便利なオンライン取引」構想

電子証明書利用料を
当面3年間無料にする。

暗証番号なしでのマイナンバー
カード利用も推進する。

その他事業者要望を聴き対応する。
メリットや利用方法を助言する。

⇒ マイナンバーカードの、様々な民間サービス・場面での利用拡大を図る。

(1) 様々な民間サービス・場面で利用できる

現在：ネット証券の口座開設時の本人確認など、約160の民間事業者が利用。

→ 2022年度～：銀行口座開設、生保契約、損保契約、信販契約、その他、様々な民間サービス、
場面で利用できることをめざす。

※ 様々な顧客申込みが、スマホでスピーディにできる。（厳格な本人確認等が可能。）

※ 事業者は、変更後の住所等が、把握できるようになる。（2023年5月16日開始予定。本人同意が前提。）

※ カードがなくても、スマホだけでできるようになる。（Androidスマホへの電子証明書搭載。2023年5月11日開始予定。）

メルペイの活用事例：銀行口座登録時の本人確認

😊 本人も事業者も、早い、楽、正確。



「マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載」によって目指す姿

- 公的個人認証サービスの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することによって、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンライン行政手続等を行うことができる環境の構築を目指す。
- また、スマートフォン搭載による利便性の向上等を通じて公的個人認証サービスのユースケースの拡大を促進し、安心・安全な本人確認等の手段として日常の様々なシーンで同サービスが利用される社会の実現を目指す。
- サービス開始は、令和5年5月11日を予定。



公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報(4情報)提供サービスについて

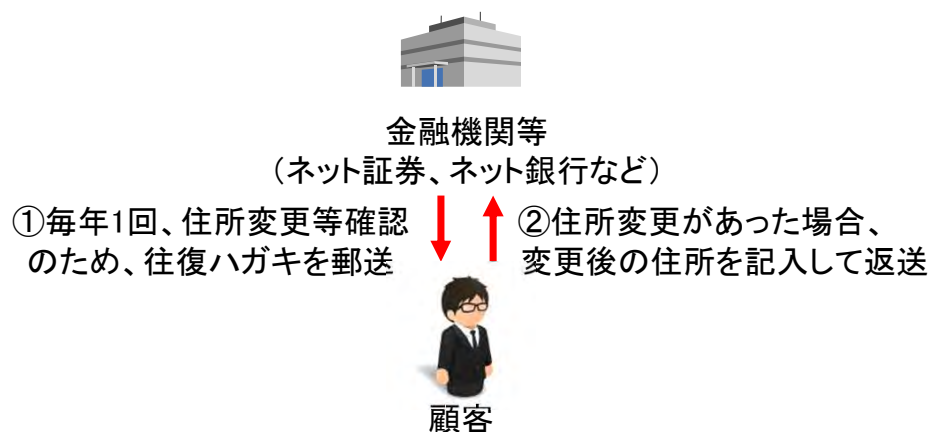
金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等*を国の機関(J-LIS)から入手することができる(※住所、氏名、生年月日、性別の4情報)

サービス開始は、令和5年5月16日を予定

サービス活用前

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

1年に1度程度 郵送で 顧客に確認し、顧客情報を最新化する

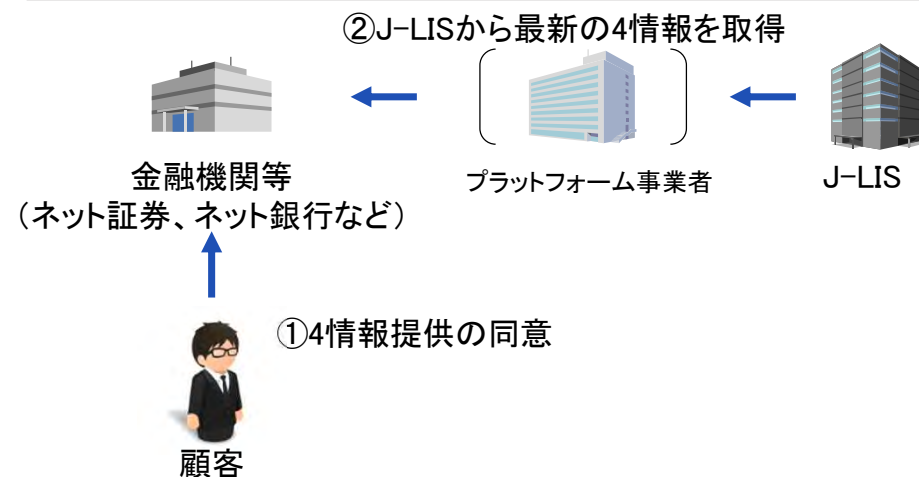


- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

いつでも オンラインで 顧客情報を最新化できる



- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる